

# 放送を巡る諸課題に関する検討会取りまとめ案起草委員会

## (第2次第4回)議事要旨

### 1. 日時

平成 30 年4月 26 日(木) 14:00～15:30

### 2. 場所

総務省共用 10 階会議室

### 3. 出席者

#### (1) 構成員・「放送を巡る諸課題に関する検討会」座長

新美主査、大谷構成員、宍戸構成員、多賀谷検討会座長

#### (2) オブザーバー

林オブザーバー、山本オブザーバー

#### (3) 総務省

山田情報流通行政局長、奈良官房審議官、鈴木総務課長、湯本放送政策課長、豊嶋情報通信作品振興課長、藤波放送政策課企画官、村田同課企画官、大内同課統括補佐、桑山同課課長補佐

### 4. 議事要旨

#### (1) 開会

#### (2) 自由討論

構成員等の主な意見は、以下のとおり。

#### ● NHKのインターネット同時配信の放送法上の位置付け及びNHKの目的・受信料制度の趣旨との関係等

- 常時同時配信が放送の補完であるという法的な位置付けは変わらないけれども、常時同時配信は、これを道具として使うことによって今後の放送そのものを強化していくという役割を担う。法的な位置付けに併せて、事実の問題として、道具は使うべき(常時同時配信を行うべき)だと言えたら良いのではないか。

#### ● 地域情報の提供

- インターネットは本来地域制限のないメディアであり、受信者利益を考えれば制限がないほうが便利じゃないかという一般的認識があるので、にもかかわらず地域制限をかけるには、放送特有の合理性があることを一般の方にもわかるよう説明した方が良い。

#### ● 見逃し配信等

- 全体として、様々な場所・時間での視聴機会を増やし、NHKも民放も番組全体を視聴してもらえるよう、同時配信・見逃し配信を実施するというストーリーがあってもいい。

## ● 他事業者との連携・協力等

- NHKは受信料収入により資金が潤沢なことから、例えば調達コストをつり上げるような、市場に対し影響力を及ぼす可能性があり得ると思う。市場の競争を歪めないよう、他事業者との連携・協力の中で言及しておくことは必要。
- 受信料を過大に使用し、民間事業者との競争で有利になるというのは、公正な競争条件として問題と思う。NHKが自身でファイアーウォールのガイドライン等を作成し、総務省のインターネット活用業務の審査ガイドラインと整合性を持たせた方が良い。
- 公正競争というと特定の競争事業者の保護、あるいは競争結果の保護などと受けとられる可能性がある。あくまでイコールフットイングというレベル・プレイング・フィールド(競争上の公平性)が確保される必要がある。
- 調達それ自体の競争性や透明性を確保すべきという話は、非常に重要。受信料をどのように使っているのか不明であり、コンテンツに関わる部分だから競争性を担保できないという説明は、なかなか納得がいかない。
- 常時同時配信における他事業者との連携・協力について、過去に、NHKと民放とが費用を分担してマイクロ回線を共同で使用していたが、これが近い例として挙げられそうである。

## ● 情報公開による透明性の確保

- 情報公開に関して、NHKが独法等情報公開法の適用対象から除かれたのは、あくまで事業の特殊性を踏まえた例外的な扱いであるため、当該情報公開に代わるものを行うことが当然に要請されており、これが情報公開の根拠となる。公開の対象になる情報については、法律上の根拠により公開することを要請すべきものと、NHKの申請や届出等により公開されるものと、両方の種類があるのではないかと思う。

## ● コンプライアンスの確保

- 独法の忠実義務の規定は、損害賠償責任の規定の前提として定められたもの。忠実義務の話を厳密にしようとすると、誰に対してどのような義務を負っているのかという難しい話になるのではないか。それを避けるため、役員の説明責任など具体的なガバナンスの仕組みの前提となる一般条項のようなものを置くか、あるいは具体的な義務を定めていき抽象的な義務を負うことを表現する形で規定する方法もあるのではないか。
- 基本的には、協会と役員は委任関係が成り立っているため、役員に対し善管注意義務がかかることは当然ではあるが、それを書いた方がむしろ明確になっていい。
- NHKの会長等に関する服務準則では、ただ単に忠実義務のみを記載するのではなく、第2条で公共放送として必要な役割を果たすための服務基準を置いた上で、それに対する職務専念義務、忠実義務等を記載している。そうした全体を困うものを書いた上であれば忠実義務が一人歩きせず、ひとつの工夫としてあり得るのではないか。

(以上)